

令和3年9月1日

保護者様

精華高等学校
事務長 森脇 雅郎

令和3年度 大阪府私立高等学校等授業料減免制度について(お知らせ)

平素は本校教育にご協力いただきありがとうございます。

さて、大阪府から令和3年度大阪府私立高等学校等授業料減免制度の案内がありましたのでお知らせします。右記の減免制度についてをよく読み、申請を希望する場合は、下記の申請書請求用紙に必要事項を記入し、学校事務室へ提出してください。

記

- (1) 経営状況の悪化に伴う会社の倒産や解雇により失職した場合
- (2) 経営状況の悪化に伴う自営業の廃止により、失職した場合
- (3) 会社等の経営状況の悪化に伴い、収入が前年より著しく減少した場合
- (4) 傷病により、収入が著しく減少した場合 (新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む)

※ 申請書請求用紙受付期限 収入が減少した場合・・・ 12月22日(水)
 失職の場合・・・ 第1回9月7日(火) 第2回10月20日(水) 第3回12月22日(水)

授業料支援補助金と併せて受ける事はできません。授業料支援補助金と比較し、いずれか補助金額の高い制度のみ申請してください。

※ 他府県在住の方は、大阪府の私立高等学校等授業料減免制度は対象となりませんが、同様の減免制度が実施される場合もありますので事務室までお問い合わせください。

キ リ ト リ

申請書請求用紙

※申請書請求用紙
最終受付期限 令和3年12月22日(水)

令和3年度大阪府私立高等学校等授業料減免制度の申請を希望する為、申請書の交付をお願いします。

↓該当する項目に○を記入し、必要事項を記入してください。

	(1) 経営状況の悪化に伴う会社の倒産や解雇により失職	離職日令和 年 月 日
	(2) 経営状況の悪化に伴う自営業の廃止により失職	離職日令和 年 月 日
	(3) 会社等の経営状況の悪化に伴い、収入が前年より著しく減少した	
	(4) 傷病により、収入が前年より著しく減少した(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む)	

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

令和3年度大阪府私立高等学校等授業料減免制度について

～新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象となります～

大阪府教育庁私学課

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立高等学校（全日制・定時制・通信制課程）、中学校、小学校、中等教育学校に在籍する児童生徒の学費負担者（※）が、勤務先の会社等の経営状況の悪化や傷病に伴う家計急変（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む）により授業料の納付が困難になった場合、授業料の減免を受けることができます。

※児童生徒を所得税法上、扶養親族としている者です。大阪府内に在籍する方に限ります。

失職

令和3年1月以降（令和3年度入学生で、令和2年度に私立小学校・中学校・中等教育学校・高等学校に在籍していなかった場合は令和2年4月以降）に、経営状況の悪化に伴う勤務先の会社等の倒産や解雇または自営業の廃止により学費負担者が失職し、令和3年4月以降も引き続き失職している場合
 → 失職している期間（令和3年度内）の授業料の全額が減免されます。

<必要な提出書類>

- 授業料減免申請書
- 倒産・解雇、自営業の廃止による失職を証明する書類
 - ・雇用保険受給資格者証の全ページの写し（離職理由コードが「11（解雇）」であること）
 - ・破産手続開始等の通知書の写し 等
- 扶養の状況が確認できる書類
 - ・令和3年度市（町村）民税・府民税課税証明書 等

著しい収入減

下記2点をいずれも満たす場合 → 令和3年度の授業料の2分の1が減免されます。

- ① 学費負担者の勤務先や自営業の経営状況の悪化又は病気や怪我（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む）に伴い、令和3年の総所得金額（見込）が令和2年の総所得金額の2分の1以下に減少していること
- ② 令和2年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額（※）を超えている場合であり、かつ令和3年の課税総所得金額（見込）が98万円に次の金額を加えた額（※）以下となっていること
 - 0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり 33万円
 - 16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり 12万円
 ※4人世帯(夫婦の一方が働き、高校生1人、中学生1人の世帯)の場合、年収めやすは450万円です。

<必要な提出書類>

- 授業料減免申請書
- 令和2年の所得を証明する書類及び扶養の状況が確認できる書類
 - ・令和3年度市（町村）民税・府民税課税証明書 等
- 令和3年の所得（見込み）を証明する書類
 - ・令和3年分源泉徴収票
 - ・給与支給者又は税理士等の第三者による所得（見込）証明書 等
- 病気、怪我の事実を証明する書類（学費負担者に病気、怪我があつた場合のみ）
 - ・診断書

注意

- ・過去にこの制度による授業料の減免を受けたことがある場合は対象外です。
- ・大阪府私立高等学校等授業料支援補助金と併せて受けることはできません。補助金額のいずれが高い方へ申請してください。
- ・在籍している学校（学校法人）が学費負担者に対し授業料減免事務を行う場合に、この授業料減免が適用されます。制度の詳細や必要な提出書類については、学校へお問い合わせください。
- ・減免を受けるまでに授業料の納付が困難な場合は、学校に納付の滞りや分割についてご相談ください。